十六　第六条の二十の二（第六条の二十三、第六条の二十五及び第六条の二十七において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。

十七　第六条の二十一第三項（第六条の二十三、第六条の二十五及び第六条の二十七において準用する場合を含む。）の規定による受納をすること。

第三十七号の六様式（第六条の十七関係）（Ａ４）

（略）

（略）	
欠格事由	（削る）
	1　建築基準法令の規定により刑に処せられたことがありますか。　ある□　ない□
	あるときは、その罪及び刑
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月　年　月　日
	2　特定建築物調査員資格者証の返納の命令を受けたことがありますか。　ある□　ない□
	返納の命令を受けたことがあるときは、その年月日　年　月　日
	3　精神の機能の障害により調査等の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。　はい□　いいえ□
（略）	

第三十七号の八の二様式（第六条の二十の二関係）（Ａ４）

第６条の20の２に係る届出書

下記の者は、精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたので、建築基準法第施行規則第６条の20の２の規定により届け出ます。

年　月　日

地方整備局長
北海道開発局長　殿

〒
住　所
氏　名　（署　名）

本人との続柄

記

1　氏名（ふりがな）
2　生年月日
3　交付番号
4　交付年月日

備考　病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付すること。

（新設）

（新設）

第三十七号の六様式（第六条の十七関係）（Ａ４）

（略）

（略）	
欠格事由	1　後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。　いる□　いない□
	2　建築基準法令の規定により刑に処せられたことがありますか。　ある□　ない□
	あるときは、その罪及び刑
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月　年　月　日
	3　特定建築物調査員資格者証の返納の命令を受けたことがありますか。　ある□　ない□
	返納の命令を受けたことがあるときは、その年月日　年　月　日
	（新設）
（略）	

（新設）